

1 計画策定の意義

安平・厚真行政事務組合（以下、「組合」という。）は、安平町と厚真町で構成する一部事務組合として、一般廃棄物等の処理を行っています。

これまで私たちの日々の暮らしや経済活動は、大量生産、大量消費の社会構造により、物質的・経済的な豊かさを享受してきましたが、一方では、大量廃棄の社会を同時に生み出し、大量のごみを発生させるとともに、地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模での環境問題を生じさせています。この対策として国は、環境と経済を統合した持続可能な発展を目指す、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物処理法の改正や資源有効利用促進法をはじめとする各種リサイクル法の整備を行ってきました。

当組合では、平成13年7月より7種（生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、カン、ビン、紙パック）、平成22年4月からはプラスチック製容器包装を加え8種の分別を実施、平成25年7月からは、家庭ごみの有料化、紙類・剪定枝の資源化を実施し、さらなる分別強化に取り組んできました。このような中、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割を理解し、“ごみゼロ社会”を確立することが理想であり、特に最終処分場を持たない当組合にとっては直面した深刻な課題であります。

本計画は、それら課題の対策の一つとして、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物の回収を推進することにより、一般廃棄物を減量し、リサイクル化の促進を図るための具体的な方策を示したものであります。

本計画を円滑に履行し、快適な環境と調和のとれた地域づくりを目指します。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- 地域住民参加型のごみの減量とリサイクル運動を積極的に推進する。
- 地域住民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制、資源再利用の取り組みを促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	547	540	532	529	525

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

今日のごみ問題も、日々の我々の生活から生み出されてきたものであり、問題の解決も我々の生活の中から始めようという環境に対する身近な意識も生まれてきている。

このためごみの減量を図るためには、地域住民、事業者、行政の役割分担を明確にし、排出抑制に積極的に取り組んでいく。

また、近年事業系ごみの排出量の伸びが著しいことから、特に事業系ごみに対する排出抑制を強力に推進する。

地域住民

- ・ごみの排出量を現状より増やさないように努める。
- ・物を修理して大切に使う生活習慣の確立など、使い捨てのライフスタイルの見直しを図るよう努める。
- ・買い替えに際しては、組合の処理が困難となる不用品を販売店等に引き取ってもらうよう努める。
- ・使い捨て商品の使用を自粛し、過剰包装の辞退などに努める。
- ・買い物に際しては、買物かご、買物袋などを持参するように努める。
- ・トイレットペーパーなどは、できる限り再生品を使用するように努める。

事業者

- ・廃棄物の回収体制の整備など、自己処理を積極的に進めるとともに、排出抑制など減量化を念頭においた事業活動を行うように努める。

- ・トレイ・ペットボトルなどの使い捨て容器の使用抑制と自主回収、資源化に努める。
- ・バラ売りの拡大や過剰包装の抑制、包装の簡素化に努める。
- ・再生可能な容器は、再生利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再利用に努める。
- ・製品などが廃棄物となった場合に、その適正処理が困難とならないようにするとともに、リサイクル可能な商品の販売に努める。
- ・住民の耐久消費財などの買い替えに際しては、組合の処理が困難となる不用品を引き取るとともに、修理体制を充実させるように努める。
- ・リターナブル容器、再生資源、再生製品の積極的な利用に努める。
- ・レジ袋等小売包装の有料化を推進するよう努める。

行 政

- ・住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める。
- ・ごみの減量、再資源化について、啓蒙・広報活動を強化し、住民の意識啓発に一層努める。
- ・ごみ問題の学習と啓発を推進するため、学校における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうように努める。
- ・事業者に対する減量化や排出方法について指導を徹底するなど、事業系ごみの排出抑制対策を講ずるよう努める。
- ・再生可能なものの回収制度、不用品の引き取り制度等について、事業者に対して指導、情報提供などを行う。
- ・簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛等も抑制方策について、住民、事業者との協議のうえ検討を進める。
- ・庁用品、公共事業における再生品の使用に一層努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当組合の廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、収集体制等を勘案し収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類 (飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位：t／年)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	37		37		36		36		35	
主としてアルミ製の容器	20		19		19		19		19	
無色ガラス製容器	33		33		32		32		32	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	33	0	33	0	32	0	32	0	32	0
茶色ガラス製容器	33		33		32		32		32	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	33	0	33	0	32	0	32	0	32	0
その他ガラス製容器	21		20		20		20		20	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	21	0	20	0	20	0	20	0	20	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	2		2		2		2		2	
主としてダンボール製の容器	63		62		61		61		60	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	99		97		96		95		94	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	99	0	97	0	96	0	95	0	94	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	32		32		32		32		32	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	153		151		150		149		148	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	153	0	151	0	150	0	149	0	148	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 直近年度の分別基準適合物の積算
- ② 容器包装廃棄物の見込み量を積算（＝ごみ質別排出量×組成分析結果構成比）
- ③ 容器包装廃棄物の排出見込み率の積算（＝（①+②－残渣量）÷ごみ量）
- ④ 分別基準適合物の排出見込み量の積算（＝各年度ごみ見込み量×③）
- ⑤ 分別基準適合物見込み量の積算（＝④×分別排出率）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を拡充強化し実施する。

平成22年4月からのプラスチック製容器包装の分別収集に引き続き、平成25年7月から紙製容器包装を含めた紙類の分別収集を実施しており、現行の収集体制を継続して行う。

なお、現在、集団回収で取り組んでいる自治会や学校等が扱うものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分 別 収 集 の 実 施 主 体

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	委託業者の指定日回収	組 合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色ガラス	びん類	委託業者の指定日回収	組 合
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者の指定日回収	組 合
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙類	委託業者の指定日回収	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者の指定日回収	組 合
	その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)	プラスチック製容器包装	委託業者の指定日回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、当組合ではアルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトル、紙パックを資源物として収集し、アルミ缶、スチール缶については当組合の塵芥処理施設で選別・圧縮・保管、びん、ペットボトル、紙パックは苫小牧市資源化センターで選別・圧縮・梱包・保管している。

紙製容器包装については、紙類の資源物として分別収集し、民間業者で再生品化を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	指定透明袋	プレスパッカー車	選別、圧縮、保管 施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	び ん 類	指定透明袋	プレスパッカー車	選別、保管施設（苫 小牧市資源化セン ター）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック類	ひもで縛る	プレスパッカー車	選別、圧縮、保管 施設（苫小牧市資 源化センター）
ペットボトル	ペットボトル	指定透明袋	プレスパッカー車	
段ボール	段ボール	ひもで縛る	民間業者による集団回収	
その他の紙製容器包装	紙 類	指定透明袋	プレスパッカー車	保管・再商品化 （民間業者）
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	指定透明袋	プレスパッカー車	選別、圧縮、保管 施設（民間業者）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

○現在、すでに分別排出による収集を実施している品目については、後退させることなく、分別収集に対して住民及び事業者の分別排出の意識高揚を図るとともに、更なる循環型社会の形成を目指し、新たな分別基準を模索する。

○自治会及び各種団体等における集団回収を推進するため、奨励金の交付や優良団体表彰の制度を導入・実施し、回収促進を図る。

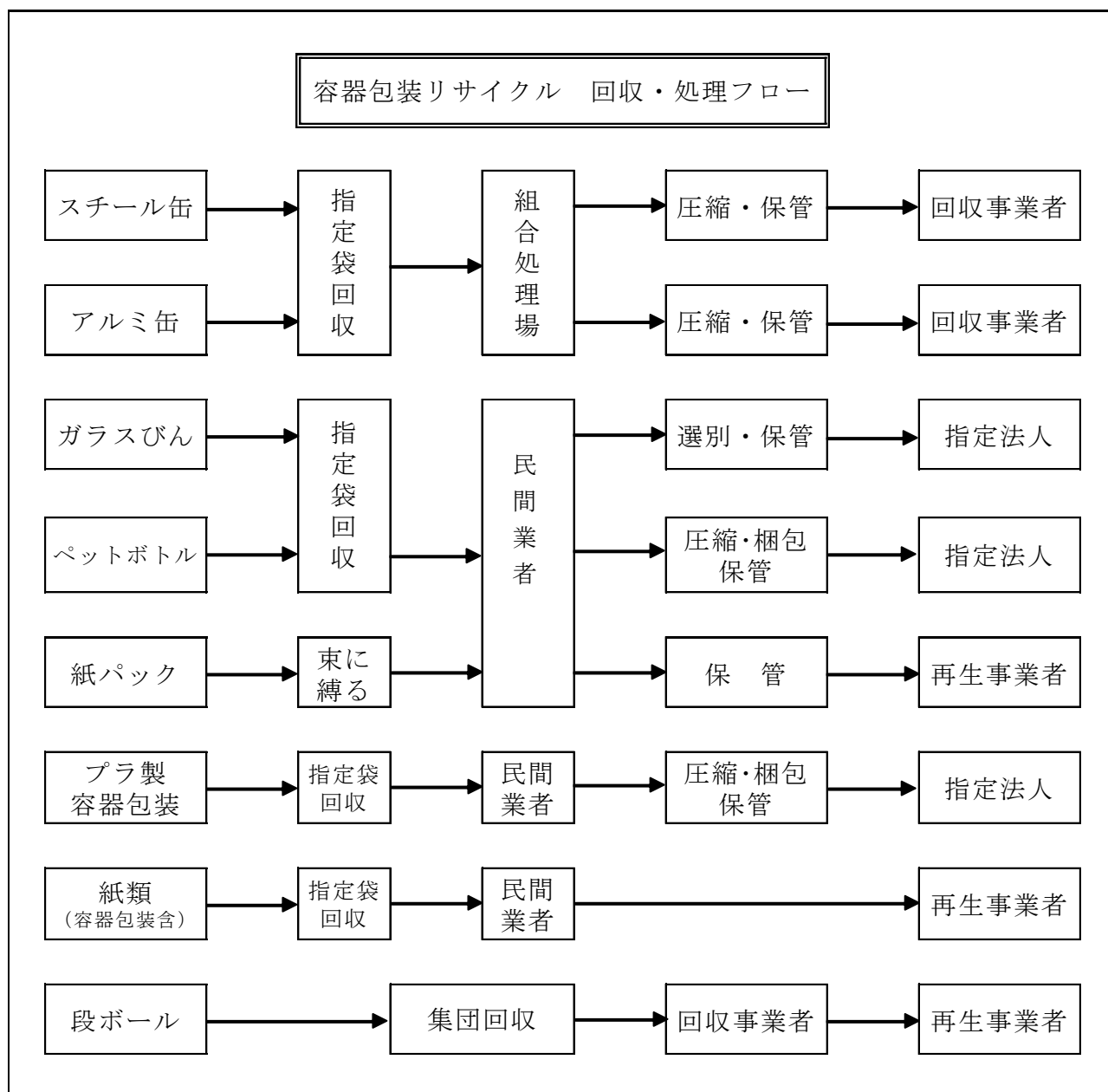
○事業系ごみの分別徹底推進のため、各事業所に対し文書や訪問等により分別の徹底を呼びかけ、資源物の有効活用の協力を求める。

○住民、自治会、各種団体等の分別排出及び排出抑制を推進するため、広報活動（パンフレットの作成配布、広報紙への掲載）や施設見学会等を積極的に行い、リサイクルの意識啓発に努める。

【特記事項】

容器包装廃棄物のフロー

当組合における容器包装廃棄物にかかわる分別排出と収集・処理のフローは下図のとおりである。



【 資 料 】

① ごみ量の推移（実績及び予測）

人口は一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）の人口推計を基に、ごみ量は過去5年間の推移及び一般廃棄物処理基本計画を基に、統計的手法その他を用いて推計する。

※平成29年度から令和3年度までの計画収集の実績は、次のとおりである。

		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	
各年度末人口	(人)	12,753	12,440	12,146	11,924	11,733	
	対前年度比		-2.45%	-2.36%	-1.83%	-1.60%	
	指数 (29年度=100)	100.00	97.55	95.24	93.50	92.00	
家庭系ごみ量	(t)	2,532.00	2,566.00	2,512.00	2,362.00	2,239.00	
	対前年度比		1.34%	-2.10%	-5.97%	-5.21%	
	指数 (29年度=100)	100.00	101.34	99.21	93.29	88.43	
内	①可燃ごみ	(t)	1,191.00	1,281.00	1,189.00	1,101.00	1,064.00
	1人1日排出量	(g)	255.9	282.1	268.2	253.0	248.5
	間 差			26.3	-13.9	-15.2	-4.5
	対前年度比	(%)		10.26%	-4.94%	-5.68%	-1.79%
	②不燃ごみ	(t)	168.00	213.00	164.00	139.00	126.00
	1人1日排出量	(g)	36.1	46.9	37.0	31.9	29.4
	間 差			10.8	-9.9	-5.1	-2.5
	対前年度比	(%)		29.98%	-21.14%	-13.67%	-7.88%
訳	③生ごみ	(t)	656.00	551.00	661.00	635.00	600.00
	1人1日排出量	(g)	140.9	121.3	149.1	145.9	140.1
	間 差			-19.6	27.7	-3.2	-5.8
	対前年度比	(%)		-13.89%	22.87%	-2.14%	-3.97%
	④資源物	(t)	517.00	521.00	498.00	487.00	449.00
	1人1日排出量	(g)	111.1	114.7	112.3	111.9	104.8
	間 差			3.7	-2.4	-0.4	-7.1
	対前年度比	(%)		3.31%	-2.10%	-0.39%	-6.30%
1人1日排出量		(g)	544	565	567	543	523

※令和4年度の見込み、令和5年度以降の予測値は、次のとおりである。

		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
各年度末人口	(人)	11,795	11,676	11,557	11,438	11,301	11,164		
	対前年度比	(%)	0.53%	-1.01%	-1.02%	-1.03%	-1.20%	-1.21%	
	指数 (29年度=100)		92.49	91.55	90.62	89.69	88.61	87.54	
家庭系ごみ量	(t)	2,322	2,300	2,266	2,243	2,214	2,194		
	対前年度比	(%)	3.71%	-0.95%	-1.48%	-1.02%	-1.29%	-0.90%	
	指数 (29年度=100)		91.71	90.84	89.49	88.59	87.44	86.65	
内訳	①可燃ごみ	(t)	1,056	1,046	1,028	1,014	1,000	990	
		1人1日排出量	(g)	245.3	245.4	243.7	242.9	242.4	243.0
		間 差		-3.2	0.2	-1.7	-0.8	-0.4	0.5
		対前年度比	(%)	-1.27%	0.06%	-0.71%	-0.34%	-0.19%	0.21%
	②不燃ごみ	(t)	139	138	135	135	132	131	
		1人1日排出量	(g)	32.3	32.4	32.0	32.3	32.0	32.1
		間 差		2.9	0.1	-0.4	0.3	-0.3	0.1
		対前年度比	(%)	9.74%	0.29%	-1.17%	1.04%	-1.04%	0.46%
	③生ごみ	(t)	604	595	584	575	567	559	
		1人1日排出量	(g)	140.3	139.6	138.4	137.7	137.5	137.2
		間 差		0.2	-0.7	-1.2	-0.7	-0.3	-0.3
		対前年度比	(%)	0.14%	-0.49%	-0.84%	-0.52%	-0.20%	-0.20%
	④資源物	(t)	523	521	519	519	515	514	
		1人1日排出量	(g)	121.5	122.3	123.0	124.3	124.9	126.1
		間 差		16.6	0.8	0.8	1.3	0.5	1.3
		対前年度比	(%)	15.87%	0.63%	0.64%	1.04%	0.43%	1.03%
1人1日排出量		(g)	539	540	537	537	537	538	

② ごみ組成分析

令和元年度から令和3年度の3カ年間の組成分析結果を集計すると次のとおりである。

		可燃ごみ		不燃ごみ	
		重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)
不燃物	不燃性プラスチック類	66.78	14.65%	234.24	32.81%
	内ペットボトル	0.84	0.18%	13.88	1.94%
	内プラ製容器包装				
	金属類(磁性体)	3.88	0.85%	148.18	20.76%
	内スチール缶	0.12	0.03%	22.72	3.18%
	金属類(非磁性体)	0.38	0.08%	61.07	8.56%
	内アルミ缶	0.20	0.04%	3.35	0.47%
	ガラス類	0.14	0.03%	100.31	14.05%
	内びん類	0.14	0.03%	64.77	9.07%
	陶器、石等雑物類	13.17	2.89%	114.21	16.00%
	小 計	84.35	18.50%	658.01	92.18%
可燃物	厨芥類	59.22	12.99%	4.17	0.58%
	紙 類	234.62	51.46%	4.41	0.62%
	内飲料用紙パック	7.65	1.68%		
	内段ボール				
	内紙製容器包装	6.02	1.32%	0.11	0.02%
	布・木類	63.37	13.90%	14.90	2.09%
	ゴム、革製類	4.12	0.90%	19.56	2.74%
	可燃性プラスチック類	10.23	2.24%	12.80	1.79%
	内白色トレイ	0.29	0.06%		
	内プラ製容器包装	0.68	0.15%	0.85	0.12%
	小 計	371.56	81.50%	55.84	7.82%
	合 計	455.91	100.00%	713.85	100.00%

③ 容器包装廃棄物の排出量見込量及び排出見込率

資源回収実績、組成分析結果から排出見込量を積算し、排出見込率を算出する。

○組成分析による積算量は、ごみ収集量に組成分析結果構成率を乗じて積算

(単位：t)

容器包装種別		資源回収 実績量	組成分析 見込量	参考事例 見込量	排出見込量	排出見込率
金 属	スチール製容器	38	4		42	2.42%
	アルミ製容器	20	1		21	1.21%
ガラス	無色のガラス製容器	34	4		38	2.19%
	茶色のガラス製容器	34	4		38	2.19%
	その他のガラス製容器	21	3		24	1.38%
紙 類	飲料用紙製容器	2	18		20	1.16%
	段ボール	64			64	3.69%
	その他の紙製品容器包装	100		14	114	6.56%
プラス チック	ペットボトル	33	4		37	2.13%
	白色トレイ		1		1	0.06%
	その他プラスチック製容器包装	156		2	158	9.09%
合 計		502	39	16	557	32.05%
令和1～3年度生ごみを除く収集実績量					1,739	

○ごみ排出量に排出見込率を乗じて、法第8条第2項第1号の容器包装廃棄物排出量を積算する。

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物排出量	547	540	532	529	525
ごみ排出量(生ごみを除く)	1,705	1,682	1,668	1,647	1,635

④ 法第8条第2項第4号に規定する各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込み

総人口に占める分別収集対象人口は100%であるため、分別収集率は計算上除外し積算する。

○容器包装廃棄物排出見込量は、生ごみを除くごみ排出量に排出見込率を乗じた量

○分別排出率は、資源物実収集量の排出見込量に対する割合を参考に、状況を勘案しながら予測

○分別基準適合物見込量は、容器包装廃棄物排出見込量に分別排出率を乗じた量

【容器包装廃棄物排出見込量】 (＝容器包装算定対象廃棄物量(ごみ量)×排出見込み率)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	41	41	40	40	39
アルミ製容器	21	20	20	20	20
ガラス製容器	98	97	95	95	95
飲料用紙製容器	20	20	19	19	19
段ボール	63	62	61	61	60
その他の紙製品容器包装	112	110	109	108	107
ペットボトル	36	36	35	35	35
白色トレイ	1	1	1	1	1
その他プラスチック製容器包装	155	153	152	150	149
合 計	547	540	532	529	525
ごみ排出量(生ごみ除く)	1,705	1,682	1,668	1,647	1,635

【分別排出率】

	実収集量	排出見込量	分別排出率
スチール製容器	38	42	90.48%
アルミ製容器	20	21	95.24%
ガラス製容器	89	100	89.00%
飲料用紙製容器	2	20	10.89%
ペットボトル	33	37	89.19%
その他プラスチック製容器包装	156	159	98.73%
合 計	438	493	88.85%

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%
アルミ製容器	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
ガラス製容器	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
飲料用紙製容器	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%
段ボール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他の紙製品容器包装	88.0%	88.0%	88.0%	88.0%	88.0%
ペットボトル	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
白色トレイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他プラスチック製容器包装	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

【各年度分別基準適合物見込量】 (＝容器包装廃棄物排出見込量×分別排出率)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	37	37	36	36	35
アルミ製容器	20	19	19	19	19
ガラス製容器	87	86	84	84	84
無色のガラス製容器	33	33	32	32	32
茶色のガラス製容器	33	33	32	32	32
その他のガラス製容器	21	20	20	20	20
飲料用紙製容器	2	2	2	2	2
段ボール	63	62	61	61	60
その他の紙製品容器包装	99	97	96	95	94
ペットボトル	32	32	32	32	32
白色トレイ	0	0	0	0	0
その他プラスチック製容器包装	153	151	150	149	148
合 計	493	486	480	478	474

各年度において、得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

『安 平 町』

(単位：t／年)

	５年度		６年度		７年度		８年度		９年度	
主としてスチール製の容器包装	２２		２２		２１		２１		２１	
主としてアルミニウム製の容器	１２		１１		１１		１１		１１	
無色のガラス製容器	１９		１９		１８		１８		１８	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	19	0	19	0	18	0	18	0	18	0
茶色のガラス製容器	１９		１９		１８		１８		１８	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	19	0	19	0	18	0	18	0	18	0
その他のガラス製容器	１２		１１		１１		１１		１１	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	12	0	11	0	11	0	11	0	11	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	１		１		１		１		１	
主として段ボール製の容器	３９		３９		３８		３８		３７	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	６２		６１		６０		５９		５９	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	62	0	61	0	60	0	59	0	59	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	１９		１９		１９		１９		１９	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	19	0	19	0	19	0	19	0	19	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	９７		９６		９５		９５		９４	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	97	0	96	0	95	0	95	0	94	0

各年度において、得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

『厚 真 町』

(単位：t／年)

	５年度		６年度		７年度		８年度		９年度	
主としてスチール製の容器包装	１５		１５		１５		１５		１４	
主としてアルミニウム製の容器	８		８		８		８		８	
無色のガラス製容器	１４		１４		１４		１４		１４	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0
茶色のガラス製容器	１４		１４		１４		１４		１４	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0
その他のガラス製容器	９		９		９		９		９	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	１		１		１		１		１	
主として段ボール製の容器	２４		２３		２３		２３		２３	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	３７		３６		３６		３６		３５	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	37	0	36	0	36	0	36	0	35	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	１３		１３		１３		１３		１３	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	５６		５５		５５		５４		５４	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	56	0	55	0	55	0	54	0	54	0